

介護老人福祉施設

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設運営法人

事業者名称	社会福祉法人うすい会広島光明学園
代表者氏名	理事長 碓井 法明
法人所在地 (連絡先)	広島市東区牛田本町五丁目 1 番 2 号 電 話 0 8 2 - 2 2 8 - 5 6 7 3 F A X 0 8 2 - 2 2 8 - 5 6 2 3

3. 施設の内容

施設名	特別養護老人ホーム第二光明
指定事業者番号	3 4 7 0 1 0 9 3 8 4
所在地	広島市東区牛田本町六丁目 1 番 1 号
管理者	島田 伸一
電話番号	0 8 2 - 2 0 7 - 4 6 1 1
F A X 番号	0 8 2 - 5 5 4 - 1 7 6 1

4. 設備の概要

定員 9 0 名

○居室 9 0 室

居室内には、ベッドを備品として備えています。

○食堂

ユニット毎に、それぞれ必要な広さを確保し、テーブルやイス等必要な備品を備えています。

○浴室

浴室は利用者が使用しやすいように十分な広さや設備を確保しています。

○洗面所及びトイレ

ユニット毎に洗面所やトイレを設置しています。

5. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(ショートステイ第二光明と兼務)

職種	人員	業務内容
管理者（施設長）	1 名	管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1 名	利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
介護支援専門員	1 名	施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
生活相談員	1 名	利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
栄養士	1 名	利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。
機能訓練指導員	1 名	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
看護職員	3 名	利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
介護職員		利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 (利用者 3 名に対し 1 名以上の職員体制をとります。)

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

① サービスの内容

食 事	栄養士の立てる献立表により、バラエティに富んだ食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (食事時間の例) 朝食 8 : 4 0 ~ 昼食 1 1 : 4 5 ~ 夕食 1 7 : 4 0 ~ ※食事時間については、ご利用者様等の希望に沿って提供させて頂きます。
入 浴	週 2 回の入浴又は清拭を行います。
排 泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	嘱託医師により健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からの相談については、誠意を持って応じます。
レクリエーション行事	施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。

② 施設利用に当たっての留意事項

面 会	面会時間 1 0 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 ※上記面会時間以外の面会を希望される場合は、事前にご連絡ください。 ※面会の際は、必ず面会簿にご記入下さい。 ※感染予防のため、急遽、面会を中止させて頂くことがあります。 ※飲酒されての面会はお断りいたします。
-----	--

外出・外泊	外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。 但し、外泊については、最長で月 6 日間とさせていただきます。 外出・外泊時には届出をご記入頂きます。
食 事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には「食事に係る自己負担額」は減免されます。
居室・設備・器具の利用	○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。 ○ 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者又はそのご家族の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、利用者ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫 煙	敷地内は全面禁煙とさせていただきます。

その他

- ・利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ・利用者は、施設内の機械及び器具を利用させる際には、必ず従業者に声をかけてください。
- ・施設内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。
- ・従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。

③ 貴重品の管理

当施設は、ご利用者又はご家族からの申し出に基づき、保険証等の書類、認印等について管理・保管します。保管の手続きは、別紙「預り証」にて行います。

ご利用者の現金、預貯金、その他財産については、管理・保管を行いません。

お小遣い等ご利用者が管理される貴重品の紛失について、当施設は責任を負いかねますので、ご了承下さい。

④ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ サービス料金

(1) 基本料金及び加算料金

厚生労働大臣が定めるものであり、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定しており、単位数及び金額については、別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

加算料金については、事業所の人員体制の変動やご利用者の状況により、算定する加算が異なります。対象となる加算については、契約時に説明を行うと共に、変更があった場合には文章により説明させていただきます。

(2) 食費・居住費（日額）

別紙「サービス料金表」のとおりとなります。

(3) レクリエーション行事

施設外レクリエーションについては実費となります（交通費・入場料等）

(4) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・施設にてクリーニング不可の品
- ・個人で所有の物品（車椅子・テレビなど）の修理代 など

＊おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(5) その他

上記の他、ご利用者個人の希望される買い物費用、サービス等は自己負担となります。

7. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

- (1) ご利用月の翌月 1 5 日までに請求書をお渡しします。請求書を受け取った月の末日までにお支払い下さい。受領した翌月に領収書をお渡しします。
- (2) お支払い方法は、原則口座振替のみとなります。対応する金融機関の口座をお持ちで無い場合や、金融機関の届出印を紛失された場合など、やむを得ない場合については、以下の郵便振替口座にお支払いください。

社会福祉法人 広島光明学園
ゆうちょ銀行 一三九店 当座預金 0106486
(口座記号番号：01330-2-106486)

- (3) 口座振替は毎月 2 0 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に指定の金融機関より引落をさせていただきます。引落日の前日までに、ご指定の口座に利用料金を入金して頂けますようお願い致します。
- (4) 口座振替依頼書の提出期限は口座振替日の 4 5 日前迄となります。
- (5) 手続きが間に合わなかった場合や、残高不足等の事由により、引落が出来なかった場合については、翌月の引落の際に併せて引落させていただきます。

8. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	ぎおん牛田病院附属 牛田クリニック
所在地	広島市東区牛田本町 1 丁目 5 番 14 号
診療科	内科、外科、胃腸科、整形外科、循環器科、呼吸器科、リハビリテーション科

②協力医療機関及び救急指定病院（協力病院）

医療機関の名称	ぎおん牛田病院
所在地	広島市安佐南区西原 8 丁目 29 番 24 号
診療科	内科（消化器・呼吸器・循環器）、外科、肛門外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科

9. 入退去の手続き

（1）入居手続き

お電話かご来所によりご相談ください。

必要な書類を提出頂いた後、お申し込みと致します。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を始めます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）入院または、外泊の場合

① 8日間以内の場合

8日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、一月に6日分を上限とし、外泊時費用をご負担いただきます。

② 9日間以上3ヶ月以内の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。尚、当初8日間の所定の利用料金は、上記①に準じます。但し、月をまたがる場合は最大で12日分について、1日あたりの所定料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月を超える場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

（3）退去手続き

① 退去を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了とします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた要介護認定区分が、非該当（自立または要支援）または要介護1～2と認定された場合
- ・お亡くなりになった場合

③ その他

- ・病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、または、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合は契約を終了させていただく場合がございます。尚、退院後に再度入居を希望される場合はお申し出下さい。

（4）施設からの申し出により退去していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退去いただくことがあります。

- ① 利用者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合

- ② 契約によるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 利用者が故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

（5）円滑な退去のための援助

利用者が施設を退去する場合には、利用者の希望により施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 秘密保持と個人情報の保護

- （1）施設及びサービス従事者又は従業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も、又、職員の退職後も継続します。

- （2）施設は、個人情報使用の同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報について、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。施設は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

11. 入居者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか家族の方に速やかに連絡いたします。

15. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

16. 損害賠償

サービスの提供に当たって万一の事故発生に備え、施設は損害賠償保険に加入します。万一事故が発生し、利用者の生命・身体に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合はこの限りではありません。

17. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上の利用者及び従業者等の訓練を行います。

18. サービス提供に関する相談・苦情

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 特別養護老人ホーム第二光明 管理者 島田 伸一	電 話 番 号 082-207-4611 ファックス番号 082-554-1761 受 付 時 間 午前9時～午後5時
【市町村（保険者）の窓口】 広島市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	広島市中区国泰寺一丁目6番34号 電 話 番 号 082-504-2183 ファックス番号 082-504-2136 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【市町村（保険者）の窓口】 広島市東区役所 厚生部福祉課 高齢介護係	広島市東区東蟹屋町9番34号 電 話 番 号 082-568-7732 ファックス番号 082-568-7781 受 付 時 間午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電 話 番 号 082-554-0783 ファックス番号 082-511-9126 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町12番2号 電 話 番 号 082-254-3419 ファックス番号 082-569-6161 受 付 時 間 午前8時30分～午後5時

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

利 用 者	私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
	電話番号	() ー	F A X	() ー

☐ 利用者は、身体 の 状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私（契約者）が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

契 約 者	私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。			
	本 人 と の 関 係			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
電話番号	() ー	F A X	() ー	

身 元 引 受 人	私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。			
	本 人 と の 関 係			
	住 所	〒 ー		
	氏 名			
電話番号	() ー	F A X	() ー	

事 業 者	事業者は、介護老人福祉施設の利用にあたり、利用者、契約者及び身元引受人に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。			
	事 業 者	〒 7 3 2 - 0 0 6 6 広島市東区牛田本町五丁目 1 番 2 号 社会福祉法人うすい会広島光明学園		
	事 業 所	〒 7 3 2 - 0 0 6 6 広島市東区牛田本町六丁目 1 番 1 号 特別養護老人ホーム第二光明 説明者		
	電話番号	(0 8 2) 2 0 7 ー 4 6 1 1	F A X	(0 8 2) 5 5 4 - 1 7 6 1